

平成 30 年 11 月 1 日から

電話予約による住民票の写し・印鑑登録証明書・税務証明書の夜間受け取り

事前に電話で予約することにより、役場開庁日の火曜日・木曜日の夜間に証明書を受け取ることができます。

受け取ることができる証明書

- ・住民票の写し（本人及び同一世帯員分）
- ・印鑑登録証明書（本人分）
 - * 「除かれた住民票の写し」及び「戸籍証明」等の電話予約はできません。
- ・課税証明書
- ・所得証明書
- ・所得課税証明書
- ・軽自動車税納税証明書

電話予約できる方(受取人)

- ・住民票の写し及び税務証明書は、関川村に住民登録をしている本人または同一世帯員の方。
- ・印鑑登録証明書は、関川村で印鑑登録をしている本人に限ります。

電話予約受付時間

- ・開庁日の火曜日・木曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時

電話予約受付窓口

- ・住民福祉課 住民戸籍班 TEL 0 2 5 4—6 4—1 4 7 1
- ・税務会計課 税務班 TEL 0 2 5 4—6 4—1 4 5 1
 - ※予約の際は、住所・氏名・生年月日・電話番号・必要な証明書の種類等をお伺いするため、時間がかかります。時間に余裕をもって電話してください。
 - ※印鑑登録証明書の交付予約の際は印鑑登録証（カード）に記載されている登録番号をお伺いしますのでお手元に用意してください。番号が不明の場合は予約できません。

受け取り日時

- ・電話予約をした当日の午後 5 時 30 分～午後 9 時

受け取り場所

- ・役場 1 階警備員室

必要なもの

- ・ 申請書 来庁時に予約した証明書の申請書を記入していただきます。
- ・ 本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等。
本人確認書類を持参しないときは、証明書の交付はできません。
- ・ 手数料 1通300円 おつりのないようご用意ください。
- ・ 印鑑登録証 印鑑登録証明書を予約された方のみ。印鑑登録証を忘れた場合は、
証明書の交付はできません。

その他

- ・ 予約者以外の方が受け取りに来られても交付はできません。
- ・ 予約日に来庁できないときは、予約は取り消しとなります。